

隠岐海区便り (Vol. 71)

◎第314回(第21期第5回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、前田、升谷、吉田、佐々木、亀谷、濱田、長府、福山、林委員

欠席委員：なし

開催日時：平成29年6月14日(水) 14:10~15:30

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所 3階会議室

議題

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)
- (2) 太平洋クロマグロの資源管理について(報告)
- (3) あまだいこぎさし網漁業の許可取扱方針改正について(協議)
- (4) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

平成29年漁期の「まさば及びごまさば」、「ずわいがに」のTACについて、島根県への配分量を次のとおり定めた旨が国から示され、これに伴い県の管理計画を変更することについて知事から本委員会に対して諮問がありました。

- まさば及びごまさば：24,000トン(中型まき網漁業への配分量は23,000トン)
- ずわいがに：若干

審議の結果、この諮問について、異議ない旨の答申をすることが決定されました。

(2) 太平洋クロマグロの資源管理について(報告)

クロマグロ小型魚(30kg未満)の資源管理等の状況について、事務局から以下のとおり説明がありました。

- 第2管理期間について(H28.7.1~H29.6.30)
 - 全国の漁獲状況は平成29年5月29日時点で4,102トンとなり、上限を超過した。(漁獲上限：4,007トン)
 - 島根県の漁獲状況は平成29年5月31日時点で142.3トンとなり、上限を大幅に超過した。(漁獲目安：72トン)
 - 島根県で上限を超過した主な原因としては、10月に中型まき網漁業を中心とした38トンの漁獲があったこと、また、2、3月に定置網漁業による50トンを超える漁獲があったこと。
 - これらはいずれも混獲である。
- 第3管理期間以降の資源管理の方向について
 - ブロック管理の廃止。
 - ◇ 単県管理またはグループ県管理を選択し、定置共同管理の参加または不参加を選択する。島根県は単県管理で定置共同管理は不参加。

- TAC法にクロマグロを追加。(平成29年4月21日付 政令改正)
- 採捕停止命令の導入。
 - ◇ 県または国の漁獲上限を超過した際に採捕停止命令を発令。ただし、定置共同管理の場合、主漁期以外は網起こし回数の削減等漁獲抑制の取組を命令。
- 定置共同管理の協力金制度の導入。
 - 定置のやむを得ない漁獲の超過分について大臣管理漁業から漁獲枠を譲ってもらい、その対価として協力金を支払う制度。
 - 国の上限を超過した際に発動。
 - 第4管理期間から開始。
- 知事管理量の超過
 - 超過量が翌年の知事管理量から差し引かれるが、差し引いた結果、翌年の枠が残らない等の事情がある場合には超過量を複数年に分割して対応。
- 定置の漁獲抑制
 - 入網回避や放流などの技術が必要であるが、現時点で解決の目途はたっていない。
- 大中まき網漁業の漁獲枠の見直し
 - 小型魚の枠を2,000トンから500トンを削減し1,500トンとなった。
 - 削減した500トンの内、250トン大型魚の枠に振替え、残り250トン水産庁留保枠とした。
- くろまぐろ型TACに関する島根県計画について
 - 基本的には第2管理期間から大きな変更ないが、以下の点が追記、変更された。
 - ◇ 全国で4007トンを超える可能性が高いときは島根県の数量が余っている場合でも、その時点の漁獲実績をもって知事管理数量とする。
 - ◇ 定置漁業について、知事管理数量が8割に到達した際は、漁獲抑制の活動記録を漁業者ごとに記録してもらうこと。
 - ◇ 知事管理数量の消化状況が9割に達した際は操業自粛を要請すること。これまでは9割5分であった。

(3) あまだいこぎさし網漁業の許可取扱方針改正について(協議)

隠岐地域のあまだいこぎさし網漁業の許可取扱方針の改正について検討がなされ、その内容について事務局より以下のとおり説明がありました。

- 現在、隠岐地区では1隻が許可を受けて操業を行っているが、隠岐地区沿岸では7月中旬頃までトビウオ漁が盛んに行われており、実質的にあまだいこぎさし網漁業を操業開始するのは7月下旬頃。また、8月中旬は盆休みと重なるため、実際に操業できる期間が極めて短くなっている。
- この状況を受けて、許可上の操業期間を以下のように変更したい旨の要望書がJFしまね西郷支所から提出された。
 - 「7月1日～8月15日」→「7月15日～8月31日」
- 出雲・石見地区では7月15日～8月31日であり、要望書の期間と同じ。
- 関係漁協各所に対して本件について説明したところ、他の漁業に支障はないと思われると回答を得られた。

審議の結果、この改正について異議はありませんでした。